諮問番号：平成２９年度諮問第１７号
答申番号：平成２９年度答申第１８号

答　申　書

第１　審査会の結論

○○○○○○○○○○○○○○○所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成○○年○月○○日付けで行った児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「児福法」という。）第３３条の規定による一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第２　審査関係人の主張の要旨

１　審査請求人の審査請求書、反論書及び再反論書における主張

（１）親にだまっていきなり処分庁が一時保護が必要と言って緊急保護をした。一刻も早く子どもを返してほしい。

（２）今はもう○○○○○○○○○○、部屋もきちんときれいにして、定期的に掃除もして、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○している。○○○○○○○○○○○○○○○も本児と一緒に学校に行きたいと言っており、審査請求人もそうしたい。今回起きたことは、審査請求人も反省している。今後、二度と本児を○○○○○○○○○○○○○○しないし、部屋の写真も同封するので、子どもを返してほしい。

（３）各部屋の写真は、○○である。子どもたちも早く本児と一緒に遊びたい、寝たいと言っているので、早く返してほしい。これからは二度とこんなことは起きないことを誓う。

（４）審査請求にかかる処分は、違法、不当であり、「審査請求にかかる処分を取り消す。」との裁決を求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第３　審理員意見書の要旨

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

審査請求人が本件処分が違法、不当であると主張する理由について検討する。

第２の１（１）については、その行為自体を処分庁が否定していないことから事実と認める。しかしながら、処分庁は、本児に対する○○○○○○○○○○○○○○があり、本児の安全確保が必要であると判断し、本件処分を実施したものであり、児福法第３３条に基づく、子どもの安全確保の視点から必要な処分であると認められる。

次に、第２の１（２）については、本件処分後の事情であり、本件処分に直接起因するものではないため、本件処分の取消しを求める理由としては、採用することはできない。

以上により、本件処分は妥当であり、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきである。

第４　調査審議の経過

平成２９年９月７日	諮問の受付
平成２９年９月８日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出及び口頭意見陳述申立期限：９月２５日
平成２９年９月１４日	第１回審議
平成２９年９月２９日	第２回審議
平成２９年１１月２日	第３回審議

第５　審査会の判断

１　法令等の規定

（１）児福法第２５条第１項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する児童相談所等に通告しなければならない旨を定めている。

児福法第２６条第１項第１号は、児童相談所長は、児福法第２５条第１項の規定による通告を受けた児童等について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない、とし、第１号に、児福法第２７条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告する旨を定めてい

る。

児福法第２７条は、都道府県は、児福法第２６条第１項第１号の規定による報告等による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない、とし、第３号に、児童を児童養護施設等に入所させること、の定めがある。

児福法第３３条第１項には、児童相談所長は、必要があると認めるときは、児福法第２６条第１項の措置をとるに至るまで、児童の一時保護を行うことができる旨を定めている。

（２）児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）第２条は、「『児童虐待』とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいう。」とし、第２号において「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」及び第３号において「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」と規定している。

児童虐待防止法第６条第１項は、虐待児童発見者の通告義務が、同条第２項には、前項の規定による通告は、児福法第２５条第１項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する旨を定めている。

（３）児童相談所運営指針（平成２８年９月２９日付け、雇児発０９２９第１号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第５章第１節には、次の記載がある。

「１．一時保護の必要性

一時保護を行う必要がある場合はおおむね次のとおりである。

（１）緊急保護

ア　（略）

イ　虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合

ウ・エ（略）

（２）・（３）（略）

２．（略）

３．一時保護の強行性

（１）一時保護は、事前又は事後に子どもや保護者の同意を得て行うことが望ましい。このため、（中略）子どもをそのまま放置することが子どもの福祉を害すると認められる場合には、当該同意を得なくても一時保護を行うことができる。（以下略）」

（４）子ども虐待対応の手引き（平成２５年８月改正版、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課）第１章１（２）子ども虐待の定義には、虐待の行為類型

とともに具体的な例示がされており、次の記載がある。

「二　性的虐待

（中略）

・子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為（教唆を含む）。

・子どもに性器や性交を見せる。

（以下略）

三　ネグレクト

（中略）

・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢、など

例えば、

（１）適切な食事を与えない、

（２）下着など長期間ひどく不潔なままにする、

（３）極端に不潔な環境の中で生活をさせる、など。

（以下略）」

２　本件処分について

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、処分庁は、平成○○年○月○○日、本児の虐待通告を受理し、その内容が○○○○○○○○○○○○○○○○を抱かせるものであったため、本児の安全確保が必要と判断し、一時保護を開始したものである。

審査請求人は、「部屋も掃除してきれいにしている、二度と本児を○○○○○○○○○○○○○○しない、反省している」という趣旨の主張を反論書において行っているが、本件処分後の改善状況に関するものであり、本件処分時点における処分事由の否定はしていない。あるいは、現在改善されているという主張は、考え方によっては、過去に虐待の事実があったことを推認させるものであり、総合的に検討すると、本件処分時点における本件処分の違法性又は不当性を明確に否定できるものではない。

処分庁は、平成○○年○月○日に、○○○○○○○○○からの通告に基づき、本児に対する○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○があること、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○していたこと、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○等の経緯を照らし合わせれば、平成○○年○月○○日に、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を抱かせる内容の通告を受理し、本児の安全確保が必要とする処分庁の判断には合理性があり、処分庁が本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会
委員（部会長）亀田　健二
委員　　福田　公教
委員　　松村　信夫